

豊島区法定外税検討会議

第一部会・放置自転車等対策税(第3回)

日 時；平成14年11月19(火)午後7時～ [健康プラザとしま7階]

【配布資料】

第一部会資料3-1…新税の「課税の根拠」について(部会長メモ)

参考資料 …池袋駅西口外味リタゾビル併設「プラザ駐輪場」について
" …自転車駐車場利用者及び撤去自転車引取者の居住地調査

1. 新税の課税の根拠について

2. その他

新税の「課税根拠」について

部会長メモ

平成 14 年 11 月 19 日

今井勝人

1. なぜ「課税の根拠」を問題にするか

「税」は区や地方公共団体が強制的に、有無を言わずに徴収するものであるから、何のために課税するのか、なぜ課税できるのか「課税の根拠」ということが問題となる。特に、「法定外目的税」の場合は大きな問題である。

2. 新税の課税根拠（区の考え方）

放置自転車の撤去・保管等

自転車駐車場の建設・維持・管理等

に要する費用の一部を、上記、の「誘因者」としての鉄道事業者に求めることによって、費用負担の公平を図るとともに、上記、の事業をさらに充実させる。

3. 「誘因者」としての鉄道事業者に負担を求めることについて、鉄道事業者の意見

- ・ 「誘因者」の定義：「原因者」と「誘因者」の違い
- ・ 旧自転車法と新自転車法で、鉄道事業者の位置付けは変わっていないのではないか。
- ・ 自転車法に基づく協議会を設置せず、協力できる内容の確認もしないままいきなり課税するというのは如何なものか。
- ・ 駅と商業施設は性格が異なるのではないか。

4. 鉄道事業者の意見に対する区の説明・意見

- ・ 自転車法改正の経緯は鉄道事業者により強い協力を求めたものである。地域の構成員として公平な負担をしていただきたく、鉄道事業者に税負担を求める。
- ・ 放置自転車問題については個別の駅ごとに実質的な協議をしてきているが、なかなか具体的な協力を得られていない。

5. 部会としてまず確認しておくべきこと

- ・ 2の、のさらなる充実は必要であることを確認した上で、その費用負担（誰がどれだけ負担するか）を考える。

6.2の、 の施策を区が行わざるを得なくしている者・・・「原因者」

- ・ 自転車を利用して駅・駅周辺の大規模商業施設に来るもの（第1次原因者）。
- ・ 鉄道事業者（駅）および駅周辺の大規模商業施設所有者（第2次原因者）。

7.2の、 の施策からサービスを受けている者・・・「受益者」

- a. 「第1次原因者」・・・区の施策により、駅周辺交通者に「迷惑をかけずに済む」。
- b. 「第2次原因者」・・・区の施策により、駅・大規模商業施設利用者に「安心して当該施設を利用してもらえる」。
- c. 「駅周辺交通者」・・・区の施策により「安全に通行できる」。

8.2の、 の費用負担のあり方

(1) 6のように「原因者」が明白の場合には、まず、「原因者」に相当な負担を求める必要がある。

- ・ 「原因者」が7のように、同時に「受益者」であることも考える必要がある。
- ・ 第1次原因者の現行費用負担水準が妥当かどうか。
- ・ 第1次原因者のうち「区民である原因者」と、「区民以外の原因者」との間の負担水準の格差が妥当かどうか。
- ・ 第1次原因者と第2次原因者の費用負担の配分をどうするか。
- ・ 第2次原因者のうち、大規模商業施設に、新築・改築等の場合を除いて負担を求めないことが妥当かどうか。

(2) 「受益者」の負担

- ・ 「第1次原因者」と「第2次原因者」が、同時に「受益者」であることに注意する必要がある。
- ・ 「駅周辺交通者」に直接的な負担を求めることはできない。
- ・ しかし、「駅周辺交通者」は、「区民である駅周辺交通者」と「区民以外の駅周辺交通者」を区別する必要がある。前者については「区税」で負担せざるを得ないが、後者について「区税」を用いるのは問題。（周辺区との共同施策、国や都の補助金等を検討する必要がある）

平成14年11月19日

区民代表 柳田 好史

第3回 放置自転車対策税検討会議資料

池袋駅西口メトロポリタンプラザビル併設「プラザ駐輪場」に就いて

< 基本的考え方 >

前回第2回検討会議席上、区民代表 平山氏・柳田より豊島区民の直接意見として資料提出させて頂いた様に、区民の方々の主要意見は以下の通りです。

* 鉄道事業者から法定外の税金を何としても課税するという事により、寧ろ鉄道事業者は駅前放置自転車問題に対して今まで何を具体的に協力して頂いて来たのか、明確にして頂きたい。

* 豊島区が本目的税問題を取り上げたことにより、今後は鉄道事業者が、地域住民・行政と十分に話し合い、真の協力、改善努力をして頂くことを期待している。

本検討会議も、こうした区民の声を十分ご理解頂いた上で進行して下さることを要望致します。

さて、本検討会の席上、JR東日本・東武鉄道の両者は、ことある毎に「プラザ駐輪場」(平成4年6月竣工の池袋西口メトロポリタンプラザビルに併設)に於いて「豊島区へ十分な貢献をしている」との主張を繰り返し、再三再四当該駐輪場問題が取り上げられておりますが、果たしてその実態は如何なものか？柳田は、当該メトロポリタンプラザビルの区分所有者の一人である不動産賃貸業の会社に勤務すると共に、ボランティア活動として当該ビル周辺の放置自転車対策を毎日実施しており「プラザ駐輪場」の実態を熟知する者として、以下の通り事実関係を詳述した資料を提出させて頂きます。

< 「プラザ駐輪場」の実態 >

① 鉄道事業者が行政への協力のため設置したと主張されますが、JR・東武鉄道・ITB(JRの関連企業)以外の鉄道事業者とは全く無関係の民間企業で

ある他の区分所有者2社も「プラザ駐輪場」の建築費を支払い、管理者へ管理報酬を支払い、運営管理実費も支払いビル全体の共用部分として運営している施設であります。

鉄道事業者のみが主体となり豊島区への放置自転車対策の協力を主たる目的として設置された駐輪場とは言い難いと言えます。

- ②大規模商業施設への来店顧客を重視し、自転車法の付置義務施設としての性格の色濃い施設であり、東武百貨店・プラザ専門店街の買い物客のための自転車駐輪場としての機能が強い施設です。

「プラザビル駐輪場管理規則」には明記されておりませんが、東武百貨店、プラザ専門店街でお買い物（1000円以上）された顧客には当日の駐輪場料金（100円）を無料としております。

- ③前回第2回検討会時、JR・東武鉄道の両事業者はITBが管理者として積極的に当該駐輪場の整備と駅前放置自転車対策に寄与していると主張されておりますが、管理者の駐輪場管理の実態を別紙の通り資料提示致しますのでご確認ください。

鉄道事業者の関連企業であるITBが、ビル管理者として積極的に協力姿勢を示し駅前放置自転車対策に打ち込んで来たとは言い難く、寧ろ否定的な対応であったと言わざるを得ません。

- ④駅前直近に駐輪場が施設設置され、有効活用されれば営利事業としても十分成り立つと思われれます。

「プラザ駐輪場」の収支計算関係資料を提示致しますのでご検証下さい。

すなわち鉄道事業者が自ら所有の駅直近の土地を有効活用し、自転車駐輪場事業を展開した場合、十分採算に見合うと言っても過言ではありません。

なお、当社が平成12年6月に当ビル周辺放置自転車対策の警告ビラ貼付を開始してから、当該駐輪場の収益は大幅アップしており、毎日の地道な警告ビラ貼付活動は確実に効果があることを実証しております。

以 上

メトロポリタンプラザビル周辺放置自転車対策への取り組みの経緯
常盤興業×池袋ターミナルビル（ITB）

年月日	誰が（文書の場合は文責者）	誰に（文書の場合は誰宛に）	会議（打合せ）・文書の別 ＜打合せ場所＞	会議（打合せ）・文書内容のポイント	参考資料
H.11.3.25	常盤興業	メトロポリタンプラザビル管理者（ITB）	会議 区分所有者集会 ＜11階管理事務室＞	常盤→ プラザビル周辺放置自転車が、当ビルの品位を落とし、危険であることから、駐輪場への誘導と撤去活動を依頼 ITB→ 現在ビル周辺の駐輪防止警告等で対処しており、今後の検討課題	
H.11.5.13	常盤興業	管理者（ITB）	会議 ＜常盤興業＞	常盤→ 放置自転車問題は区分所有者全員で考えるべき重要事項である。 鉄道及び百貨店事業者は区条例に於いても駐輪場付設と設置義務がある。 ITB→ 放置自転車対策は多大な人員と時間を要する。多人数を12時間以上配置する必要があり、実施不可能であるとの回答で具体的対応策はなし。	
H.11.5.28	常盤興業	管理者（ITB）	会議 第2回区分所有者集会 通常総会 ＜11階管理事務室＞	常盤→ 当ビル周辺の放置自転車の現状を資料と共に報告し、放置対策の重要性を強調 ITB→ 「今後検討して行きたい。」との回答で具体的な対応策等はなし。	

年月日	誰が (文書の場合は文責者)	誰に (文書の場合は誰宛に)	会議 (打合せ)・文書の別 〈打合せ場所〉	会議 (打合せ)・文書内容のポイント	参考資料
H.11.6.1	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 〈11階管理事務室〉	常盤→ 管理者に放置自転車対策の具体的な検討結果を尋ねた。 ITB→ 未検討 緊急課題とは考えていない。	
H.11.6.8	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 〈常盤興業〉	常盤→ 放置自転車対策について、管理者ももっと真剣に対応すべきではないのか？ ITB→ 社内では放置自転車対策をやっても無駄という意見もある。 今後への正式回答は出来ない。	
H.11.6.11	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 〈11階管理事務室〉	常盤 →当ビル周辺の放置自転車対策貼付用ビラについて、常盤提案ビラについて協議 ITB→ 否定的な姿勢	
H.11.6.18	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 〈11階管理事務室〉	常盤→ 当ビル周辺の放置自転車対策はどうするのですか？ ITB→ 放置自転車対策は実施の予定 現在検討中	

年月日	誰が (文書の場合は文責者)	誰に (文書の場合は誰宛に)	会議 (打合せ)・文書の別 〈打合せ場所〉	会議 (打合せ)・文書内容のポイント	参考資料
H.11.6.22 H.11.6.30 H.11.7.1	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 〈11階管理事務室〉 〈11階管理事務室〉 〈常盤興業〉	常盤→ 放置自転車対策はどうされるのか? ITB→ 現在検討中であり、夏休み前には実施予定 7月中には実施予定	
H.11.7.7	管理者 (ITB)		当ビル周辺の放置自転車 対策実施	管理者 (ITB) による当ビル周辺放置自 転車対策実施 (7月7日から3日間のみ実施するも、実 施結果は一切報告無し)	
H.11.7.9	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 〈常盤興業〉	常盤→ 放置自転車対策実施の御礼、事前に常盤へ も連絡頂きたいと要望 ITB→ 豊島区役所にだけ連絡、確認すれば良い。	
H.11.9.20	常盤興業	管理者 (ITB)	文書	常盤→ 放置自転車対策について、常盤との協議に 応じず、ご検討内容を明らかにしなかつた のは如何なる理由からか? ITB→ 回答なし	

年月日	誰が (文書の場合は文責者)	誰に (文書の場合は誰宛に)	会議 (打合せ)・文書の別 〈打合せ場所〉	会議 (打合せ)・文書内容のポイント	参考資料
H.11.10.29	常盤興業	管理者 (ITB)	第三回臨時区分所有者集会 〈11階管理事務室〉	常盤→ 今後の当ビル放置自転車対策の重要性を提言 ITB→ 放置自転車はゴムまりの様なもので、こちらが凹んでもあちらが凸になるといった難しい問題である。	
H.12.3.22	常盤興業	管理者 (ITB)	第四回臨時区分所有者集会 〈11階管理事務室〉	常盤→ 放置自転車対策について是非社会に貢献して頂きたい。 ITB→ 区役所が苦勞されているのは承知しています。一企業が区の対策の隙間を埋めることは大変難しい。 対策を実施しても、放置自転車が当ビル以外のところに移るだけで実効なし。	
H.12.5.17	管理者 (ITB)	常盤興業	会議 第三回区分所有者集会通常総会事前説明 〈常盤興業〉	常盤→ 池袋が放置自転車全国ワースト1ということをご存じか? 一緒に対応すべき。 ITB→ 我々には対応不可 常盤が実施したいのなら別の場所でやって欲しい。	

年月日	誰が (文書の場合は文責者)	誰に (文書の場合は誰宛に)	会議 (打合せ)・文書の別 〈打合せ場所〉	会議 (打合せ)・文書内容のポイント	参考資料
H.12.5.25	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 第三回通常総会 〈11階管理事務室〉	常盤→ 池袋の放置自転車の現状を管理者は知っているのか? (全国ワースト1) ITB→ 前回の臨時区分所有者集会で発言した通り。	
H.12.6.5	常盤興業	豊島区役所	会議 〈豊島区役所交通安全課〉	常盤→ 管理者の放置自転車に対する消極的な態度に業を煮やし、常盤独自に放置対策を実施することとし、区への説明と協力を依頼	
H.12.6.9	常盤興業	管理者 (ITB)	文書 「当ビル周辺放置自転車対策実施について」	常盤→ 管理者の消極的な態度に業を煮やし、区役所とタイアップし常盤独自で放置対策を実施する旨通知 (6月12日より対策開始) ITB→ 回答なし	
H.12.6.21	管理者 (ITB)	常盤興業	文書	ITB→ 常盤実施の放置防止対策についてITBから豊島区役所に抗議したことを常盤に通知する文書	別紙5参照

年月日	誰が (文書の場合は文責者)	誰に (文書の場合は誰宛に)	会議 (打合せ)・文書の別 〈打合せ場所〉	会議 (打合せ)・文書内容のポイント	参考資料
H.12.8.18	常盤興業	管理者 (ITB)	文書 プラザ駐輪場利用状況データ提供依頼の件	常盤→ 放置自転車対策に関連して、管理者が把握しているプラザ駐輪場の利用状況データ開示依頼 ITB→ 回答なし (以後現在に渡り一切開示せず)	
H.13.3.22	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 区分所有者集会 〈11階管理事務室〉	常盤→ 当ビル周辺放置自転車対策の状況説明実施 ITB→ 「貴重なご意見として伺っておく」との発言に終始し、管理者は具体的改善を実施せず。	
H.13.3.29	常盤興業	管理者 (ITB)	文書 「第六回臨時区分所有者集会に就いて」	常盤→ 当ビルの今年度の事業計画に放置自転車対策を採り入れる様に要請 ITB→ 回答なし	
H.13.5.24	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 第四回区分所有者集会通常総会 〈11階管理事務室〉	常盤→ プラザ駐輪場環境整備を提案 ・プラザ駐輪場の開場時間を延長して頂きたい。 ・駐輪場内の証明増設と清掃強化 ・窓口対応担当者の顧客対応改善 ・2階へのスロープ拡大 ・2階の固定式ラック撤去依頼 ITB→ 「我々も行政に対して協力しております。」との発言のみで、具体的な対応策はなし。	

年月日	誰が (文書の場合は文責者)	誰に (文書の場合は誰宛に)	会議 (打合せ)・文書の別 ＜打合せ場所＞	会議 (打合せ)・文書内容のポイント	参考資料
H.13.10.1	常盤興業	管理者 (ITB)	文書 「第七回臨時区分所有者 集会への弊社提案議題 の件」	常盤→ 当ビル周辺放置自転車対策への管理者の協 力依頼とプラザ駐輪場環境整備を再申入れ	
H.13.10.1	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 ＜11階管理事務室＞	常盤→ プラザ駐輪場環境整備等を再要請 ITB→ 「全てコストが掛かることなので対応は無 理」ということで拒否	
H.13.10.23	豊島区		豊島区が法定外目的税 (放置自転車対策税) を発表する		
H.13.10.24	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 第七回臨時区分所有者集 会 ＜11階管理事務室＞	常盤→ プラザ駐輪場の環境整備と放置自転車対策 への管理者の協力依頼 ITB→ 「貴重なご意見として伺っておきます。」 との回答のみで具体的対応策はなし。	
H.13.11.21	メトロポリタン プラザビル区分 所有者集会	豊島区		当ビル周辺にプラザ駐輪場の誘導案内板を 設置し、豊島区へ寄贈 (区分所有者全員でコスト負担)	

年月日	誰が (文書の場合は文責者)	誰に (文書の場合は誰宛に)	会議 (打合せ)・文書の別 ＜打合せ場所＞	会議 (打合せ)・文書内容のポイント	参考資料
H.14.3.12	常盤興業	管理者 (ITB)	文書 「第八回臨時区分所有者集会への弊社提案議題の件」	常盤→ プラザ駐輪場取扱時間延長と駐輪場2階の環境整備について要望し、管理者や他の区分所有者への積極的な放置自転車対策への参加を依頼	
H.14.3.28	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 第八回臨時区分所有者集会 ＜11階管理事務室＞	常盤→ プラザ駐輪場環境整備の提案と放置自転車対策への管理者の積極的参加を依頼 ITB→ 「我々も行政に対して協力しております。」との発言のみで具体的対応はなし。	
H.14.4.30	常盤興業	管理者 (ITB)	文書 「第五回区分所有者集会通常総会提案議題の件」	常盤→ 当ビル周辺放置自転車対策への管理者の協力依頼とプラザ駐輪場環境整備を再要請	
H.14.5.23	常盤興業	管理者 (ITB)	会議 第五回区分所有者集会通常総会 ＜11階管理事務室＞	常盤→ プラザ駐輪場の環境整備、管理者の放置自転車対策への参加を再要請 ITB→ 既に今までにコメントしたとして、何ら回答もなく、具体的対応策もなし。	
H.14.9.2	管理者 (ITB)		プラザ駐輪場2階の環境整備実施	常盤が兼ねてから提案・要望していたプラザ駐輪場2階の環境整備を実施し、2階半面のラックが撤去され床面塗り直しが実施され、2階の活用が大幅アップ	

常盤からの要望事項で、管理者（ITB）の未対応事項

- ・プラザ駐輪場 2 階の全面環境整備と、全面開放
- ・プラザ駐輪場 2 階の閉鎖された通用口を開放し、JR 改札口へのアクセスを向上させて頂きたい。
- ・プラザ駐輪場の利用時間延長を実施頂きたい（am8:00~pm10:00 → am6:00~am1:00）
- ・管理者（ITB）も積極的に常盤実施の放置自転車対策に参加頂きたい。

自転車保管所返還申請書による住所調査

保管所	豊島区・豊島区外							豊島区外内訳							
	豊島区	比率	豊島区外	比率	不明	比率	合計	板橋	文京	新宿	北	練馬	台東	その他	計
上池袋	110	52.1%	101	47.9%	0	0.0%	211	14	9		51			27	101
南長崎	173	72.1%	66	27.5%	1	0.4%	240	21		19		11		15	66
北池袋	92	44.4%	113	54.6%	2	1.0%	207		84		17		2	10	113
池袋駅西	22	71.0%	9	29.0%	0	0.0%	31	1		7		1			9
富士見橋下	65	44.8%	79	54.5%	1	0.7%	145	65				9		5	79
池袋3丁目	193	47.8%	209	51.7%	2	0.5%	404		84	64	30			31	209
東池袋5丁目	186	69.9%	78	29.3%	2	0.8%	266	27	10		11	10		20	78
千早4丁目	692	66.6%	330	31.8%	17	1.6%	1,039	261		18		22		29	330
合計	1,533	60.3%	985	38.7%	25	1.0%	2,543	389	187	108	109	53	2	137	985

*調査期間:平成14年6月1日から平成14年6月30日

自転車駐車場定期利用の状況及び居住地等の内訳（自転車定期利用）

（平成14年6月定期利用者）
（単位：人・％）

	利用者計	一般				学 生				区内・区外の内訳				備考		
		計	区内在住	比率	区外在住	比率	計	区内在住	比率	区外在住	比率	区内在住	比率		区外在住	比率
駒込駅北	298	189	72	38%	117	62%	109	25	23%	84	77%	97	33%	201	67%	北区=84、文京区=74、埼玉県=12、その他=31
巣鴨駅北	505	369	278	75%	91	25%	136	22	16%	114	84%	300	59%	205	41%	北区=142、文京区=48、その他=15
巣鴨駅南	153	65	15	23%	50	77%	88	14	16%	74	84%	29	19%	124	81%	文京区=105、埼玉県=5、北区=4、その他=10
巣鴨駅第三	123	85	74	87%	11	13%	38	29	76%	9	24%	103	84%	20	16%	北区=14、板橋区=3、その他=3
西巣鴨駅	143	70	30	43%	40	57%	73	24	33%	49	67%	54	38%	89	62%	北区=75、板橋区=8、足立区=1、その他=5
池袋駅西	209	141	88	62%	53	38%	68	32	47%	36	53%	120	57%	89	43%	板橋区=40、練馬区=10、中野区=5、その他=34
池袋駅北	210	158	106	67%	52	33%	52	24	46%	28	54%	130	62%	80	38%	板橋区=55、北区=5、足立区=5、その他=15
池袋駅東	340	204	164	80%	40	20%	136	92	68%	44	32%	256	75%	84	25%	板橋区=35、北区=9、文京区=6、その他=34
目白駅東	766	403	315	78%	88	22%	363	224	62%	139	38%	539	70%	227	30%	カード方式による更新のため、区内、区外のみ
目白駅西	213	102	59	58%	43	42%	111	44	40%	67	60%	103	48%	110	52%	
目白駅北	247	164	133	81%	31	19%	83	58	70%	25	30%	191	77%	56	23%	
落合南長崎	212	118	95	81%	23	19%	94	58	62%	36	38%	153	72%	59	28%	新宿区=28、中野区=19、練馬区=6、その他=6
千川駅南	208	155	142	92%	13	8%	53	51	96%	2	4%	193	93%	15	7%	板橋区=5、埼玉県=4、練馬区=3、その他=3
千川駅北第一	474	336	134	40%	202	60%	138	73	53%	65	47%	207	44%	267	56%	板橋区=243、練馬区=6、江東区=2、その他=16
千川駅北第二	41	18	3	17%	15	83%	23	4	17%	19	83%	7	17%	34	83%	板橋区=31、練馬区=1、中央区=1、その他=1
千川駅西	186	121	41	34%	80	66%	65	22	34%	43	66%	63	34%	123	66%	板橋区=106、練馬区=6、中野区=3、その他=8
要町駅南	150	115	96	83%	19	17%	35	34	97%	1	3%	130	87%	20	13%	板橋区=11、練馬区=5、新宿区=1、その他=3
要町駅北	201	137	101	74%	36	26%	64	50	78%	14	22%	151	75%	50	25%	板橋区=50
計	4,679	2,950	1,946	66%	1,004	34%	1,729	880	51%	849	49%	2826	60%	1853	40%	